

③現行ロシア憲法（2022 年段階）

ロシア連邦憲法 [1993 年]

（1996、2001、2003、2005、2007、2008、2014、2017、2019、2020、2022 年改正）

出典：<http://pubcation.pravp.gov/ru/document/0001202210060013>（最終閲覧は 25 年 8 月 20 日）

〔前文〕

われわれ、多民族からなるロシア連邦の人民は、
わが国において共通の運命によって結びつけられ、
人の権利および自由ならびに市民的平和および合意を承認し、
歴史的に形成された国家的統一を保持し、
一般に承認された民族の同権と自決の原則にたち、
祖国に対する愛と尊敬、そして善および正義への信頼をわれわれに伝えた祖先を偲び、
ロシアの主権的国家を復興し、そしてそれに搖るぎない民主的基礎を与える、
ロシアの安寧と繁栄の保障を求め、
現在および将来の世代に対してわれわれの祖国を継承する責任に基づき、
世界共同体の一員であることを自覚して、
ここにロシア連邦憲法を制定する。

第 1 編

第 1 章 憲法体制の原則

第 1 条 [統治形態]

- ① ロシア連邦—ロシアは、共和制の統治形態をとる民主的な連邦制の法治国家である。
- ② ロシア連邦とロシアは、名称として同義である。

第 2 条 [最高の価値としての人とその権利・自由]

人、その権利および自由は、最高の価値である。人と市民の権利および自由の承認、遵守および擁護は、国家の義務である。

第 3 条 [人民の主権]

- ① ロシア連邦における主権の担い手および権力の唯一の源泉は、多民族からなるロシア連邦の人民である。
- ② 人民は、直接に、または国家権力機関および地方自治機関をとおしてその権力を行使する。
- ③ 人民の権力の最高の直接的表現は、レフェレンдумおよび自由な選挙である。
- ④ 何人も、ロシア連邦における権力を横奪することはできない。権力の奪取または権力的権限の横奪は、連邦法律によってこれを追及する。

第 4 条 [連邦の主権]

- ① ロシア連邦の主権は、その全領土に及ぶ。
- ② ロシア連邦憲法および連邦法律は、ロシア連邦の全領域における最高法規である。
- ③ ロシア連邦は、その領土の保全および不可侵を保障する。

第 5 条 [連邦の構成]

- ① ロシア連邦は、ロシア連邦の同権の構成主体である共和国、地方〔クライ〕、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区によってこれを構成する。
- ② 共和国（国家）は、その独自の憲法および法令を有する。地方、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区は、その独自の憲章および法令を有する。
- ③ ロシア連邦の連邦構造は、その国家的統一、国家権力体系の統一、ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の管轄事項および権限の区分、ロシア連邦にける諸民族の同権および自決に基礎を置く。
- ④ 連邦国家権力機関との関係において、ロシア連邦のすべての構成主体は、相互に同権である。

第6条〔国語〕

- ① ロシア連邦の国籍は、連邦法律にしたがってこれを取得し、または抹消し、その取得の事由の如何にかかわらず共通であり、平等である。
- ② ロシア連邦の各市民は、その領域内において、ロシア連邦憲法に定めるすべての権利および自由を有し、同等の義務を負う。
- ③ ロシア連邦の市民は、その国籍を奪われることはなく、またはそれを変更する権利を奪われない。

第7条〔社会国家〕

- ① ロシア連邦は社会国家であり、その政策により、人の尊厳ある生存および自由な発達を保障する条件の整備をめざす。
- ② ロシア連邦においては、人々の労働と健康を保護し、最低賃金の基準を定め、家族、母性、父子関係および子ども、障害者および高齢者に対する国家的扶助を保障し、社会的サービスの制度を発展させ、国家年金、手当その他の社会的保護を保障する。

第8条〔経済活動の自由と所有形態の平等〕

- ① ロシア連邦において、統一経済圏、商品、サービスおよび資金の自由な移動、競争の保護、経済活動の自由は、これを保障する。
- ② ロシア連邦においては、私有、国有、自治体有およびその他の所有形態は、これを平等に承認し、保護する。

第9条〔土地と天然資源の所有〕

- ① ロシア連邦において、土地およびその他の天然資源は、当該地域に居住する諸民族の生活および活動の基礎としてこれを利用し、保護する。
- ② 土地その他の天然資源は、私有、国有、自治体有およびその他の所有形態の財産とすることができます。

第10条〔権力の分立〕

ロシア連邦における国家権力は、立法権、執行権および裁判権に権力を分立してこれを行使する。立法機関、執行機関および裁判機関は、それぞれ独立である。

第11条〔連邦の国家権力機関〕

- ① ロシア連邦における国家権力は、ロシア連邦大統領、連邦議会（連邦会議および国家会議）、ロシア連邦政府、ロシア連邦の裁判所がこれを行使する。
- ② ロシア連邦の構成主体における国家権力は、それが設置する国家権力機関がこれを行使する。

③ ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって、これを行う。

第 12 条 [地方自治]

ロシア連邦においては、地方自治を承認し、これを保障する。地方自治体は、その権限の範囲内において、独立である。地方自治機関は、国家権力機関の体系にこれを含めない。

第 13 条 [イデオロギーの多様性]

- ① ロシア連邦において、イデオロギーの多様性は、これを認める。
- ② いかなるイデオロギーも、これを国家的または強制的ものとすることはできない。
- ③ ロシア連邦において、政治的多様性、複数政党制は、これを認める。
- ④ 社会団体は、法律の前に平等である。
- ⑤ ロシア連邦の憲法体制の原則の暴力的変更およびロシア連邦の統一の破壊、国家の安全保障の侵害、武装部隊の組織、社会的、人種的、民族的および宗教的な憎悪の扇動を目的とし、またはこれらの行為を行う社会団体の設立および活動は、これを禁止する。

第 14 条 [世俗国家]

① ロシア連邦は、世俗の国家である。いかなる宗教も、国教または強制的なものとすることはできない。

② 宗教団体は、国家から分離し、法律の前に平等である。

第 15 条 [最高法規性]

① ロシア連邦憲法は、最高法規であり、直接の効力を有し、ロシア連邦の全領域においてこれを適用する。ロシア連邦において適用される法律およびその他の法令は、ロシア連邦憲法に違反することはできない。

② 国家権力機関、地方自治機関、役職者、市民およびその団体は、ロシア連邦憲法および法律を遵守する義務を負う。

③ 法律は、正規の手続にしたがってこれを公布しなければならない。公布されない法律はこれを適用しない。人と市民の権利、自由および義務に関するすべての法令は、それが正規の手続にしたがって一般に閲覧できる形で公布されない場合は、これを適用することはできない。

④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法体系の構成部分である。ロシア連邦の条約が、法律に定めのない別の規定を定める場合は、この条約の規定を適用する。

第 16 条 [第 1 章の憲法改正の制限]

① 憲法の本章の規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則であり、この憲法の定める手続によることなくこれを変更することはできない。

② この憲法のその他のいかなる規定も、ロシア連邦の憲法体制の原則に違反することはできない。

第 2 章 人と市民の権利および自由

第 17 条 [権利・自由の尊重]

① ロシア連邦においては、国際法の一般に承認された原則および規範にしたがい、ならびにこの憲法にしたがい、人と市民の権利および自由を承認し、保障する。

② 人の基本的権利および自由は、譲り渡すことのできないものであり、生まれながらにして各人に属する。

③ 人と市民の権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵害するものであってはならない。

第 18 条 [権利・自由の裁判的保障]

人と市民の権利および自由は、直接の効力を有する。これらの権利および自由は、法律の意味、内容およびその適用、立法権および執行権、地方自治体の活動を規律し、裁判によってこれを保障する。

第 19 条 [法律の下の平等]

① すべての人は、法律および裁判の前に平等である。

② 国家は、性、人種、民族、言語、出生、財産および職務上の地位、居住地、宗教に対する態度、信条、社会団体への参加その他の事情の別なく、人と市民の権利および自由の平等を保証する。社会的地位、人種、民族、言語または宗教の別による市民の権利の制限は、いかなるものであれこれを禁止する。

③ 男女は、平等の権利および自由ならびにその実現のための平等の機会を有する。

第 20 条 [生命に対する権利]

① 各人は、生命に対する権利を有する。

② 死刑は、それが廃止されるまでの間、陪審員の参加する裁判所における審理を求める権利を被告人に付与する場合に、生命に対する特別に重大な犯罪に科せられる刑罰の例外的措置として、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 21 条 [個人の尊厳]

① 個人の尊厳は、国家がこれを保護する。いかなることであれ、それを軽んずる根拠とはできない。

② 何人も、拷問、暴力およびその他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つけるような待遇または刑罰を受けることはない。何人も、その自発的な同意なしに、医療または研究その他の実験の材料とされることはない。

第 22 条 [人身の自由]

① 各人は、人身の自由およびその不可侵の権利を有する。

② 勾留および拘禁は、裁判所の決定によってのみ、これを許される。何人も、裁判所の決定がある前に、48 時間を越えてその身柄を拘束されることはない。

第 23 条 [私生活の保護]

① 各人は、私的生活、個人および家族の秘密、自己の名誉および名声の保護に対する権利を有する。

② 各人は、信書、電話、郵便、電信その他の通信の秘密に対する権利を有する。これらの権利の制限は、裁判所の決定がある場合にかぎり、これを許される。

第 24 条 [個人情報の保護]

① 本人の同意なく、人の私生活〔プライバシー〕に関する情報を収集、保持、利用および流布することは、これを禁止する。

② 国家権力機関および地方自治機関、それらの役職者は、各人に對し、自己の権利および自由に直接にかかわる文書および資料についてその知る機會を保障しなければならない。ただし、

法律に別の定めがある場合は、このかぎりではない。

第 25 条 [住居の不可侵]

住居は、不可侵である。何人も、そこに居住する者の意思に反してその住居を捜索する権利を有しない。ただし、連邦法律の定める場合、または裁判所の決定に基づく場合は、このかぎりではない。

第 26 条 [民族的帰属と母語の使用]

① 各人は、自らの民族的帰属を自由に決定し、表明することができる。何人も、その民族的帰属の決定および表明を強制されることはない。

② 各人は、母語を使用する権利、交際、養育、教育および創作活動において使用する言語を自由に選択する権利を有する。

第 27 条 [居住・移転の自由]

① ロシア連邦の領土に合法的に在住する各人は、自由に移動し、滞在地および居住地を選択する権利を有する。

② 各人は、ロシア連邦の国外に自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に自由に帰国する権利を有する。

第 28 条 [良心の自由]

各人は、良心の自由、信仰の自由を保障される。これらの自由には、個人としてもしくは他の人と共同で任意の宗教を信仰し、またはいかなる宗教も信仰しない権利、宗教およびその他の信条を自由に選択し、これを信じ、広め、自己の信条にしたがって行動する権利が含まれる。

第 29 条 [思想・言論の自由]

① 各人は、思想、言論の自由を保障される。

② 社会的地位、人種、民族または宗教に対する憎悪および敵意を刺激する宣伝または扇動は、これを禁止する。社会的地位、人種、民族、宗教または言語の優越についての宣伝は、これを禁止する。

③ 何人も、自己の意見および信条の表明またはその放棄を強制されることはない。

④ 各人は、任意の合法的な方法によって情報を調査し、取得し、伝達し、作成し、普及する権利を有する。国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律によってこれを定める。

⑤ 大量情報 [マスメディア] の自由は、これを保障される。検閲は、これを禁止する。

第 30 条 [団結の権利]

① 各人は、団結の権利を有する。この権利は、自己の利益を擁護するために労働組合を組織する権利を含む。社会団体の活動の自由は、これを保障する。

② 何人も、いかなる団体であれ、それに加入し、またはその構成員となることを強制されない。

第 31 条 [集会・行進の自由]

ロシア連邦の市民は、武器を携帯しないで平和的に集合し、集会、大衆集会および示威行為、行進およびピケッティングを行う権利を有する。

第 32 条 [参政権]

① ロシア連邦の市民は、直接に、またはその代表を通して、国家の事項の管理に参加する権利を有する。

- ② ロシア連邦の市民は、国家権力機関および地方自治機関における選挙権、被選挙権、ならびにレフェレンダムに参加する権利を有する。
- ③ 裁判所によって行為無能力と認定され、または裁判所の判決によって自由剥奪施設に収容されている市民は、選挙権および被選挙権を有しない。
- ④ ロシア連邦の市民は、国家勤務に就く平等の機会を有する。
- ⑤ ロシア連邦の市民は、裁判の実施に参加する権利を有する。

第 33 条 [請願権]

ロシア連邦の市民は、国家機関および地方自治機関に対し、個人として訴え、または個人的および集団的な請願を行う権利を有する。

第 34 条 [企業活動の自由]

- ① 各人は、企業活動および法律によって禁止されていないその他の経済活動のために、自己の能力および財産を自由に使用する権利を有する。
- ② 独占および不正競争を目的とする経済活動は、これを禁止する。

第 35 条 [私的所有権]

- ① 私的所有権は、法律によってこれを保護する。
- ② 各人は、個人でまたは他の人と共同で財産を所有し、それを占有し、使用し、処分することができる。
- ③ 何人も、裁判所の決定がある場合のほかは、その財産を奪われない。国家的必要のための財産の強制収用は、事前の等価による補償がある場合にのみ、これを行うことができる。
- ④ 相続の権利は、これを保障する。

第 36 条 [土地の所有]

- ① 市民およびその団体は、土地を私的に所有することができる。
- ② 土地およびその他の天然資源の占有、使用および処分は、その所有者が自由にこれを行うことができる。ただし、環境に害を与え、他人の権利および法的利益を侵害する場合は、このかぎりではない。
- ③ 土地の利用の条件および手続は、連邦法律に基づいてこれを定める。

第 37 条 [労働の自由と争議権]

- ① 労働は、自由である。各人は、自己の労働能力を自由に使用し、仕事および職業を自由に選択する権利を有する。
- ② 強制労働は、これを禁止する。
- ③ 各人は、安全および衛生の遵守事項を満たす条件のもとで働き、いかなる差別もなく、連邦法律の定める最低賃金水準以上の給与を受ける権利および失業から保護される権利を有する。
- ④ ストライキの権利を含む連邦法律に定める紛争解決手段を利用した個別的および集団的な労働争議の権利は、これを認める。
- ⑤ 各人は、休息の権利を有する。労働者は、労働契約にしたがって、連邦法律の定める1継続労働時間、休祝日、有給年次休暇を保障される。

第 38 条 [家族の保護]

- ① 母性および子ども、家族は、国家の保護のもとにおかれる。
- ② 子どもに対する配慮およびその養育は、親の平等な権利および義務である。

③ 満 18 歳に達した労働能力のある子どもは、労働能力のない親について配慮しなければならない。

第 39 条 [社会保障の権利]

① 各人は、老齢、疾病、障害、労働能力の喪失、扶養者の死亡の場合および子どもの養育のために、ならびに法律の定めるその他の場合に、社会保障を受けることができる。

② 国家年金および社会的扶助は、法律によってこれを定める。

③ 任意の社会保険、追加的な社会保障形態の開設および慈善事業は、これを奨励する。

第 40 条 [住宅の権利]

① 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意によりその住居を奪われることはない。

② 国家権力機関および地方自治機関は、住宅建設を奨励し、住宅に対する権利の実現のための条件を整備する。

③ 住宅を必要とする財産の少ない市民および法律の定めるその他の市民には、法律の定める基準にしたがって、国家、地方自治体およびその他の住宅フォンドにより無料または利用可能な料金で住宅が提供される。

第 41 条 [健康の権利]

① 各人は、健康維持および医療に対する権利を有する。国家および地方自治体の保健施設における医療は、対応するそれぞれの予算、保険料、その他の収入により、市民に対して無料で行われる。

② ロシア連邦において、住民の健康維持および増進に関する連邦プログラムによる財政措置を講じ、国家、地方自治体および民間の保健制度を発展させ、人の健康の増進、体育およびスポーツの発展、生態学上および衛生・疫学上の安全に寄与する活動を奨励する。

③ 役職者〔公務員〕が人々の生命および健康に脅威を与える事実および事由を隠蔽した場合は、連邦法律にしたがってその責任を問われる。

第 42 条 [環境権]

各人は、快適な環境に対する権利、その環境状況に関する信頼のにおける情報を得る権利、ならびに生態学上の害をもたらす違法行為によって生じた健康上または財産上の損害の賠償を求める権利を有する。

第 43 条 [教育の権利]

① 各人は、教育に対する権利を有する。

② 誰もが入学でき、かつ無償で行われる国家または地方自治体の教育施設および企業における就学前教育、初等普通教育および中等職業教育は、これを保障する。

③ 各人は、選抜により、国家または地方自治体の教育施設および企業における高等教育を、無償で受けることができる。

④ 初等普通教育は、義務である。親またはこれに代わる者は、子どもが初等普通教育を受けることを保障する。

⑤ ロシア連邦は、連邦国家教育標準を定め、さまざまの形態の教育および学習に援助を与える。

第 44 条 [文化創造・教育の自由]

① 各人は、文学、芸術、学術、技術その他の創作活動と教育の自由を保障される。知的所有

権は、法律によってこれを保護する。

- ② 各人は、文化生活に参加し、文化施設を利用し、文化的価値を享受する権利を有する。
- ③ 各人は、歴史遺産および文化遺産の保護について配慮し、歴史的および文化的な記念物を大切にする義務を負う。

第 45 条 [権利・自由の国家的保護]

- ① ロシア連邦においては、人と市民の権利および自由は、国家がこれを保護する。
- ② 各人は、法律が禁止していないあらゆる手段によって自己の権利および自由を擁護することができる。

第 46 条 [権利・自由の裁判的保護]

- ① 各人は、その権利および自由を裁判によって保護される。
- ② 国家権力機関、地方自治機関、社会団体およびそれらの役職者の決定および行為（または不作為）は、裁判所に対しその不服申立てを行うことができる。
- ③ 各人は、人の権利および自由の擁護について、その法的保護の国内的手段がすべて尽きたときに、ロシア連邦の条約にしたがって国際機関にこれを提訴することができる。

第 47 条 [裁判を受ける権利]

- ① 何人も、法律にしたがって当該事件を管轄する裁判所において、これを担当する裁判官のもとで、自己にかかわる事件の審理を受ける権利を奪われることはない。
- ② 犯罪の実行にかかわる被疑者・被告人は、連邦法律が定める場合に、陪審員の参加する裁判において事件の審理を求める権利を有する。

第 48 条 [法律援助・防禦権]

- ① 各人は、有資格者による法律援助を受ける権利を保障される。法律の定める場合、この援助は無料で行われる。
- ② 犯罪の実行のかどで逮捕され、勾留された者は、その逮捕、勾留または被疑事実の開示のときから弁護士（防禦人）の援助を受ける権利を有する。

第 49 条 [被疑者・被告人の権利]

- ① 犯罪の実行にかかわるすべての被疑者・被告人は、連邦法律に定める手続によりその有罪が立証され、裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。
- ② 被疑者・被告人は、自らその無罪を立証する義務を負わない。
- ③ 有罪であるかどうか疑わしき場合は、被告人に有利に解釈される。

第 50 条 [一事不再理]

- ① 何人も、同一の犯罪について、重ねて処罰されることはない。
- ② 裁判の実施に際し、連邦法律に反して得た証拠は、これを採用しない。
- ③ 犯罪に対して有罪判決を受けた者は、連邦法律の定める手続により上級裁判所による判決の再審を受ける権利、および特赦または減刑を求める権利を有する。

第 51 条 [証言義務免除の特例]

- ① 何人も、本人、その配偶者および連邦法律の定める範囲の近親者の利益に反して証言する義務を負わない。
- ② 証言する義務を免れるその他の場合は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 52 条 [犯罪被害者の権利]

犯罪および権力濫用による被害者の権利は、法律によってこれを保護する。国家は、この

被害者に対し、裁判の機会および被害の賠償を受ける機会を保障する。

第 53 条 [国家補償]

各人は、国家権力機関またはその役職者の違法な行為（または不作為）に起因する損害に対し国家による補償を求める権利を有する。

第 54 条 [遡及効の禁止]

- ① 人の責任を定め、またはそれを加重する法律は、遡及効を有しない。
- ② 何人も、その実行時において違法行為とされない行為に対し責任を問われない。違法行為の実行の後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

第 55 条 [権利・自由制限立法の禁止]

- ① ロシア連邦憲法に列举された基本的権利および自由は、その他的一般に承認された人と市民の権利および自由を否定し、または制限するためにこれを解釈してはならない。
- ② ロシア連邦においては、人と市民の権利および自由を否定し、または制限する法律は、これを公布することができない。
- ③ 人と市民の権利および自由は、憲法体制の原則、他人の倫理、健康、権利および法的利益の保護、国防および国家の安全保障のために必要な程度においてのみ、連邦法律によってこれを制限することができる。

第 56 条 [非常事態における権利・自由の制限]

- ① 非常事態にある場合、市民の安全の保障と憲法体制の擁護のために、連邦の憲法法律にしたがって、施行の範囲と期間を明示して権利および自由の一定の制限を定めることができる。
- ② ロシア連邦の全土およびその一部の地方における非常事態は、連邦の憲法法律に定める事由がある場合にその定める手続にしたがって、これを導入することができる。
- ③ ロシア連邦憲法の第 20 条、第 21 条、第 23 条（第 1 項）、第 24 条、第 28 条、第 34 条（第 1 項）、第 40 条（第 1 項）、第 46 条ないし第 54 条に定める権利および自由は、これを制限することはできない。

第 57 条 [納税の義務]

各人は、適法に定められた税金および手数料を納める義務を負う。新しい税の導入または納税者の負担の増大に関する法律は、遡及効を有しない。

第 58 条 [環境保護の義務]

各人は、自然および環境を保護し、天然の富を大切に扱う義務を負う。

第 59 条 [国防の義務]

- ① 祖国（ロシア連邦）の防衛は、ロシア連邦市民の責任であり、義務である。
- ② ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがって兵役に服する。
- ③ ロシア連邦の市民は、その信条または信仰が兵役に服することと矛盾する場合、ならびに連邦法律の定めるその他の場合に、選択可能な民政部門の職務をもってそれに代替させる権利を有する。

第 60 条 [成人の年齢]

ロシア連邦の市民は、満 18 歳から独立してその権利および義務を完全に行使することができる。

第 61 条 [国外追放の禁止]

① ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放され、または外国に引き渡されることはない。

② ロシア連邦は、国外において自国の市民に対し保護と庇護を保障する。

第 62 条 [二重国籍]

① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約にしたがって外国の国籍（二重国籍）を取得することができる。

② ロシア連邦の市民は、外国の国籍を保持したために、ロシア国籍によって生ずる権利および自由を制限され、義務を免れることはない。ただし、連邦法律またはロシア連邦の条約に別の定めがある場合は、このかぎりではない。

③ 外国の市民および無国籍者は、ロシア連邦において、ロシア連邦の市民と同じ権利を享受し、義務を負う。ただし、連邦法律またはロシア連邦の条約に別の定めがある場合は、このかぎりではない。

第 63 条 [政治的避難]

① ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、一般に承認された国際法の規範にしたがい、その政治的避難〔亡命〕を受け入れる。

② ロシア連邦において、政治的信条およびロシア連邦において犯罪とされていない行為（または不作為）により迫害された者を外国に引き渡すことは、これを禁止する。犯罪の実行につき嫌疑をかけられた者を引き渡し、および有罪判決を受けた者を服役のために外国に引き渡す場合は、連邦法律またはロシア連邦の条約に基づいてこれを行う。

第 64 条 [第 2 章の憲法改正の制限]

この章の規定は、ロシア連邦における個人の法的地位の原則を定めたものであり、この憲法の定める手続によることなくこれを改正することはできない。

第 3 章 連邦構造

第 65 条 [連邦の構成主体]

① ロシア連邦に含まれるのは、次のロシア連邦の構成主体である。

アディゲヤ共和国（アディゲヤ）、アルタイ共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤーティア共和国、ダゲスタン共和国、ドネツク人民共和国、イングーシェティア共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムイキア共和国、カラチャイ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、クリミア共和国、ルガンスク人民共和国、マリー・エル共和国、モルドヴィア共和国、サハ共和国（ヤクーティア）、北オセティア共和国-アラニア、タタルスタン共和国（タタルスタン）、トゥヴァ共和国、ウドムルティア共和国、ハカシア共和国、チェチニヤ共和国、チュヴァシ共和国-チュヴァシア

アルタイ地方〔クライ〕、ザバイカール地方、カムチャツカヤ地方、クラスノダール地方、クラスノヤール地方、ペルミ地方、プリモーリエ地方、スタヴローポリ地方、ハバロフスク地方

アムール州、アルハンゲリスク州、アストラハン州、ベルゴロド州、ブリヤンスク州、ヴラジーミル州、ヴォルゴグラード州、ヴォログダ州、ヴォロネジ州、ザポロージャ州、イヴァノヴォ州、イルクーツク州、カリーニングラード州、カルガ州、ケメロヴォ州、キーロフ州、コストロマ州、クルガン州、クールスク州、レニングラード州、リペツク州、マガダ

ン州、モスクワ州、ムルマンスク州、ニジニ・ノヴゴロド州、ノヴゴロド州、ノヴォシビルスク州、オムスク州、オレンブルグ州、オリョール州、ペンザ州、プスコフ州、ロストフ州、リヤザン州、サマーラ州、サラトフ州、サハリン州、スヴェルドロフスク州、スマレンスク州、タンボフ州、トウヴェリ州、トムスク州、トゥーラ州、チュメニ州、ウリヤノフスク州、ヘルソン州、チェリヤービンスク州、ヤロスラーヴリ州

モスクワ、サンクト・ペテルブルグ、セヴァストーポリー連邦的意義を有する市
ユダヤ自治州

ネネツ自治管区、ハントウイ・マンシー自治管区、チュコチ自治管区、ヤマロ・ネネツ自治管区

② ロシア連邦への加入および新しい構成主体の形成は、連邦の憲法法律の定める手続によつてこれを行う。

第 66 条 [構成主体の地位]

- ① 共和国の地位は、ロシア連邦憲法および共和国憲法によって、これを定める。
- ② 地方、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の地位は、ロシア連邦憲法およびロシア連邦の当該の構成主体の立法（代表）機関が制定する地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区の憲章によって、これを定める。
- ③ 自治州、自治管区の立法機関および執行機関の提案により、自治州、自治管区に関する連邦法律を制定することができる。
- ④ 地方または州の構成に入る自治管区の取扱は、連邦法律および自治管区の国家権力機関と当該の地方または州の国家権力機関の間の条約によって、これを規制する。
- ⑤ ロシア連邦の構成主体の地位は、連邦の憲法法律にしたがって、ロシア連邦およびロシア連邦の構成主体の相互の同意によりこれを変更することができる。

第 67 条 [領土]

- ① ロシア連邦の領域は、その構成主体の領土、内水および領海、領空を含む。**ロシア連邦の領域においては、連邦法律にしたがい連邦管轄地域を設定することができる。連邦管轄地域における公権力の組織は、連邦法律によってこれを定める。**
- ② ロシア連邦は、連邦法律および国際法の規範の定める手続により、ロシア連邦の大陸棚および排他的経済水域において主権的権利を有し、その管轄権を行使する。
- ②の 1 ロシア連邦は、主権および領域的一体性の擁護を保障する。ロシア連邦の領土の一部の譲渡を志向する行為（ロシア連邦と隣接する国家との国境の画定、境界線の画定、再画定を除く）、ならびにそのような事態を生起せしめる行為は、これを認めない。
- ③ ロシア連邦の構成主体相互の間の境界は、その相互の同意によってこれを変更することができる。

第 67 条の 1 [ロシア国家の特性]

- ① ロシア連邦は、その領域におけるソ連邦の法的継承者であり、またロシア連邦の領域外において国際組織およびその機関の構成員、条約への参加、ならびに条約の定める義務と活動におけるソ連邦の法的継承者である。
- ② ロシア連邦は、1000 年の歴史によって結合し、理想と神への信仰をわれわれに伝えた先祖の記憶およびロシア国家の発展における連續性を保持することによって、歴史的に築き上げられた国家的一体性〔一体的な国家〕である。

③ ロシア連邦は、祖国の防衛に寄与した人々の記憶を尊重し、歴史的真実の擁護を保障する。祖国の防衛にあたっての人民の偉業の意義を低めることは許されない。

④ 子どもは、ロシアの国政のもっとも重要な優先事項である。国家は、子どもの全面的な精神的、道徳的、知的および体力的発展、愛国主義、公民意識および高齢者に対する尊敬の教育を可能にする条件を整備する。国家は、家庭教育の優位性を保障し、保護されずに置き去りにされた子どもに対する親の義務を自ら引き受ける。

第 68 条 [国語]

① ロシア連邦の国語は、その全土において、ロシア連邦の同権の諸民族の多民族的な同盟に加わる国家を構成する人民の言語であるロシア語である。

② 共和国は、その国語を定めることができる。この国語は、共和国の国家権力機関、地方自治機関および国家施設において、ロシア連邦の国語とともにこれを使用する。

③ ロシア連邦は、そのすべての民族に対し、母語を保護し、その研究および発展のための条件を整備する権利を保証する。

④ ロシア連邦における文化は、多民族からなる人民の独特な遺産である。文化は、国家がこれを支援し、保持する。

第 69 条 [先住民族の権利]

① ロシア連邦は、一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約にしたがって、人口の少ない先住民族の権利を保証する。

② 国家は、ロシア連邦のすべての民族の文化的独自性およびエスニック上の共通性を擁護し、エスニック文化および言語の多様性の維持を保証する。

③ ロシア連邦は、外国に居住する同胞の権利の行使、その利益の保護および全ロシア的な文化的アイデンティティの維持を支援する。

第 70 条 [国旗・国章・国歌・首都]

① ロシア連邦の国旗、国章および国歌、その図柄および曲・歌詩、ならびにその公式の使用手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

② ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。首都の地位は、連邦法律によってこれを定める。**一定の連邦の国家権力機関の常設の所在地として、連邦憲法法律の定める他の都市もこれに含めることができる。**

第 71 条 [連邦の管轄事項]

ロシア連邦の管轄には、以下の事項が含まれる。

- 1 ロシア連邦憲法および連邦法律の制定および改正、それらの遵守に対する監督
- 2 ロシア連邦の連邦構造および領域
- 3 人と市民の権利および自由の規制および擁護、ロシア連邦における国籍、少数民族の権利の規制および擁護
- 4 **公権力の組織**；連邦の立法機関、執行機関および裁判機関の体系、その組織および活動の手続の制定、連邦国家権力機関の形成
- 5 連邦国有財産およびその管理
- 6 ロシア連邦における国家的、経済的、生態学的、**科学・技術的**、社会的、文化的および民族的な発展の分野における連邦政策の原則の制定および連邦計画；**保健システム、生涯教育を含む養育および教育システムの単一の法的原則の制定**

- 7 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦の経済的業務
- 8 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
- 9 連邦エネルギー一体系、原子力発電、放射性物質、連邦の運輸、鉄道、情報、通信技術および通信、宇宙開発事業
- 10 ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
- 11 ロシア連邦の対外経済関係
- 12 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定、毒物、麻薬の生産およびそれらの使用手続；情報技術の採用、コンピューター情報の使用における個人、社会および国家の安全保障
- 13 ロシア連邦の国境、領海、領空、排他的経済水域および大陸棚の地位および防衛
- 14 裁判所構成；検察機関；刑事および行刑に関する立法；大赦および特赦；民事立法；訴訟立法；知的所有権の法的規制
- 15 連邦抵触法
- 16 度量衡、気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、測地および地図の作成、気象観測；公式統計および簿記
- 17 ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- 18 連邦の国家勤務；外国の国籍またはロシア連邦市民の外国の領域における永住権を承認する居住証明書もしくはその他のドキュメントの存在に関連する制約を含む、国家および自治体の職務、国家勤務および自治体勤務の職務の異動の制約の設定、ならびにロシア連邦の領域の外で処理（管理）される外国銀行における、口座（預金）の開設および所有、現金および財貨（有価証券）の保持に関連する制約

第 72 条 [連邦と構成主体の共同管轄事項]

- ① ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄には、以下の事項が含まれる。
 - 1 共和国の憲法および法律、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区の憲章、法律およびその他の法令のロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障
 - 2 人と市民の権利および自由の擁護、少数民族の権利の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、国境区域の管理
 - 3 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の問題
 - 4 国有財産の区分
 - 5 自然利用；農業；環境保護および生態学上の安全の保障；特別自然保護区域、歴史上および文化的な記念物の保護
 - 6 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツ、若者政策の一般的問題
 - 7 十分かつ質の高い医療的援助（医療サービス）、社会的健康の維持および強化、健康な生活様式の導入、自らの健康に対する市民のしかるべき文化の形成のための条件の整備を含む保健に関する諸問題の調整；家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護
- 7 の 1 家族、母性、父性および子の擁護；男性と女性の結合としての結婚制度の擁護；家族における子どもの豊かな教育および成年に達した子どもの親に対する配慮義務の履行のための条件の整備

- 8 大規模事故、自然災害、伝染病の対策および復旧に関する措置の実行
- 9 ロシア連邦における税および手数料の一般原則の確定
- 10 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法
- 11 裁判機関および法保護機関の幹部職員、弁護士会、公証人役場
- 12 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護
- 13 国家権力機関の体系および地方自治の組織の一般原則の制定
- 14 ロシア連邦の構成主体の国際関係および対外経済関係の調整、ロシア連邦の条約の履行

② 本条の規定は、共和国、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区に対して同じ効力を有する。

第 73 条 [構成主体の管轄事項]

ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項に関するロシア連邦の権限のほかは、ロシア連邦の構成主体が国家権力のすべての権限を保持する。

第 74 条 [自由な流通]

- ① ロシア連邦の領域において、商品、サービスおよび資金の自由な流通にとって障害となる関税、手数料、使用料およびその他のいかなる制限も、これを設定することを禁止する。
- ② 商品およびサービスの流通の制限は、安全保障、人々の生命および健康の保護、自然および文化財の保護のために必要な場合に、連邦法律にしたがってこれを行うことができる。

第 75 条 [通貨]

- ① ロシア連邦における通貨単位は、ルーブリである。通貨の発行は、もっぱらロシア連邦中央銀行のみがこれを行う。ロシア連邦において、他の通貨の導入および発行は、これを禁止する。
- ② ルーブリの安定維持およびその保障は、ロシア連邦中央銀行の基本的機能であり、中央銀行は他の国家権力機関から独立してこれを行使する。
- ③ ロシア連邦における連邦予算に算入される税の体系、ならびに税および手数料の制度の一般原則は、連邦法律によってこれを定める。
- ④ 国債は、連邦法律の定める手続により発行し、任意の原則によりこれを募集する。
- ⑤ ロシア連邦は、市民の労働を尊重し、その権利の擁護を保障する。ロシア連邦全体において労働能力のある住民の最低生活費を下回らない最低賃金が国家によって保障される。
- ⑥ ロシア連邦においては、普遍性、公正および世代間の連帶の原則に基づく市民の年金保障システムが形成され、その効果的な機能が支援され、ならびに連邦法律の定める手続にしたがって年に一回以上の年金のインデックス化〔物価スライド制による年金額の改定〕が実施される。
- ⑦ ロシア連邦においては、連邦法律にしたがって、義務的な社会保険、個別の市民の社会的諸手当およびその他の社会的給付のインデックス化が保証される。

第 75 条の 1 [調和と連帶]

ロシア連邦においては、国の安定した経済成長および市民の福祉の向上のため、国家と社会の相互信頼のための条件が整備され、市民の財産の保護および労働する人の尊重が保証され、ならびに市民の権利および権利の調整、社会的パートナーシップ、経済的、政治的および社会的連帶が保障される。

第 76 条 [管轄事項に関する立法]

- ① ロシア連邦の管轄事項に関して、ロシア連邦の全領域において直接効力を有する連邦の憲法法律および連邦法律を制定する。
- ② ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項に関して、連邦法律ならびにそれにしたがって制定されるロシア連邦の構成主体の法律およびその他の法令を公布する。
- ③ 連邦法律は、連邦の憲法法律に違反することはできない。
- ④ ロシア連邦の管轄事項、ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項のほかは、共和国、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州および自治管区が、法律およびその他の法令の制定を含む固有の法的規制を行う。
- ⑤ ロシア連邦の構成主体の法律およびその他の法令は、本条の第 1 項および第 2 項にしたがって制定される連邦法律に違反することはできない。連邦法律とロシア連邦において公布されたその他の法令の間に不一致がある場合は、連邦法律が効力を有する。
- ⑥ 連邦法律と本条の第 4 項にしたがって公布されるロシア連邦の構成主体の法令の間に不一致がある場合は、ロシア連邦の構成主体の法令が効力を有する。

第 77 条 [構成主体の国家権力機関]

- ① 共共和国、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区の国家権力機関の体系は、ロシア連邦の憲法体制の原則ならびに連邦法律の定める国家権力の代表機関および執行機関の組織の一般原則にしたがって、ロシア連邦の構成主体が、独立してこれを定める。
- ② ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項に関するロシア連邦の権限の範囲内において、連邦の執行機関およびロシア連邦の構成主体の執行機関は、ロシア連邦における単一の執行権の体系を形成する。
- ③ ロシア連邦構成主体の最高公務員 (ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関の長) [以下、ロシア連邦構成主体の首長とする] となることができるのは、満 30 歳以上で、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域におけるロシア連邦市民の永住権を承認する居住証明書もしくはその他のドキュメントを有しないロシア連邦市民である。ロシア連邦構成主体の首長は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座 (預金) を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。ロシア連邦構成主体の首長に求められる追加的な要件は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 78 条 [連邦の地方機関]

- ① 連邦の執行機関は、その権限の行使のために、地方機関を設置し、対応する役職者を任命することができる。
- ② 連邦の執行機関は、ロシア連邦の構成主体の執行機関との協定により、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない場合、その権限の一部の行使を構成主体の執行機関に委譲することができる。
- ③ ロシア連邦の構成主体の執行機関は、連邦の執行機関との協定により、その権限の一部の行使を連邦の執行機関に委譲することができる。
- ④ ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法にしたがい、ロシア連邦の全領域における連邦国家権力の権限の行使を保障する。
- ⑤ 連邦国家機関の長になることができるのは、満 30 歳以上で、外国の国籍または外国の領域におけるロシア連邦市民の永住権を承認する居住証明書もしくはその他のドキュメントを有し

ないロシア連邦市民である。連邦国家機関の長は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。

第 79 条 [国家連合への参加]

ロシア連邦は、条約にしたがい、国家間の連合に参加し、条約によりその権限の 1 部をその連合に委譲することができる。ただし、人と市民の権利および自由を制限し、またはロシア連邦の憲法体制の原則に違反してこれを行うことはできない。ロシア連邦憲法に反して解釈されたロシア連邦の条約の規定に基づいて採択された多国間の〔国際〕機関の決定は、ロシア連邦においてはこれを執行することはできない。

第 79 条の 1 [国際平和と内政干渉禁止]

ロシア連邦は、国際平和および安全の維持および強化、諸国家と諸国民の平和的共存の保障、国家の内政への干渉の禁止に関する諸措置を講ずる。

第 4 章 ロシア連邦大統領

第 80 条 [国家元首]

- ① ロシア連邦大統領は、国家元首である。
- ② 大統領は、ロシア連邦憲法、人と市民の権利および自由の保証人である。大統領は、ロシア連邦憲法の定める手続により、ロシア連邦の主権、その独立および国家的統一の保全に関する措置を講じ、**国内における市民的平和および合意を維持し、単一の公的権力システムに含まれる国家権力機関の調整のとれた活動および相互作用を保障する。**
- ③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがって、国家の内外政策の基本方向を定める。
- ④ ロシア連邦大統領は、国家元首として、国内および国際関係においてロシア連邦を代表する。

第 81 条 [大統領の選挙]

- ① ロシア連邦大統領は、6 年の任期で、ロシア連邦の市民によって普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを選挙する。
- ② ロシア連邦大統領に選挙され得る者は、35 歳以上で、25 年以上ロシア連邦に常時居住し、**外国の国籍または外国の領域におけるロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を承認する**その他のドキュメントを持たず、また以前にも持ったことがないロシア連邦市民である。外国の国籍を持たないというロシア連邦大統領職の候補者に求められる要件は、連邦憲法法律にしたがい、ロシア連邦に編入していた、もしくはその一部が編入していた国家の国籍を持っていた、ならびにロシア連邦に編入していた国家もしくはその国家の一部がロシア連邦に編入していた領域に常時居住していたロシア連邦市民には及ばない。**ロシア連邦大統領は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。**
- ③ 同一人物が 2 期を超えてロシア連邦大統領の職に就くことはできない。

③の 1 同一人物がロシア連邦大統領に就任することができる期間を制限するロシア連邦憲法第 81 条 3 項の規定は、ロシア連邦憲法の改正が施行された時にこの職に従事していたかおよび（または）従事したことのある年数にかかわらず、ロシア連邦大統領職に従事したことのある者およ

び（または）現に従事している者にこれを適用し、この項の規定の認める期間にこの者がロシア連邦大統領職に就任する可能性を排除しない。

④ ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 82 条 [就任の宣誓]

① ロシア連邦大統領は、その就任にあたり人民に対して次の宣誓を行う。

「私は、ロシア連邦大統領の権限の行使にあたり、人と市民の権利および自由を尊重し、擁護し、ロシア連邦憲法を遵守し、かつこれを擁護し、国家の主権および独立、安全および統一を守り、誠実に人民に奉仕することを誓います。」

② 宣誓は、連邦会議ロシア連邦上院議員、国家会議の議員およびロシア連邦憲法裁判所の裁判官の前で、厳粛にこれを行うものとする。

第 83 条 [大統領の人事権]

ロシア連邦大統領は、

1 ロシア連邦大統領の提案により国家会議によって承認された候補者をロシア連邦政府の首相に任命し、ロシア連邦首相を解任し、

2 ロシア連邦政府の一般的指導を行い、ロシア連邦政府の閣議において議長を務める権利を有しがれども、

2 の 1 ロシア連邦首相の提案により、連邦執行権力機関の構成を承認し、その改編を行い；連邦執行権力機関のうち、その活動をロシア連邦大統領が指導する機関を決定する。ロシア連邦首相がロシア連邦大統領によって解任される場合、新たに任命されたロシア連邦首相は連邦執行権力機関の構成に関してロシア連邦大統領に提案することはない。

3 ロシア連邦政府の総辞職について決定を行い、

3 の 1 ロシア連邦政府の首相、副首相、大臣、ならびにロシア連邦大統領がその活動を指導する連邦の執行権力機関の長の辞表を受理し、

4 国家会議にロシア連邦中央銀行の総裁の任命のための候補者を提案し、また国家会議に対しロシア連邦中央銀行の総裁の解任問題を提起し、

5 国家会議の承認した候補者をロシア連邦副首相および連邦大臣の職に任命し、およびその者を解任し、

5 の 1 連邦会議と協議して、国防、国家の安全、内務、司法、外務、緊急事態の防止および自然災害対策〔復旧・復興〕、社会的安全の諸問題を管轄する連邦の執行権力機関の長（連邦大臣を含む）を任命し、解任し、

6 ロシア連邦憲法裁判所の長官、長官代理〔副長官〕および裁判官、ロシア連邦最高裁判所長の長官、長官代理および裁判官の任命のための候補者を連邦会議に提案し：その他の連邦裁判所の所長、所長代理および裁判官を任命し、

6 の 1 連邦会議にロシア連邦検事総長および検事総長代理の任命のための候補者を提案し：連邦会議にロシア連邦検事総長および検事総長代理の解任に関する提案を行い、

6 の 2 連邦会議におけるロシア連邦代表を任命し、解任し、

6 の 3 ロシア連邦構成主体の検事の職の候補者を連邦会議との協議のうえ任命し、これを解任し：市、地区の検事およびそれらと同等の検事を除くその他の検事の職を任命し、これを解任し、

6 の 4 連邦会議にロシア連邦の憲法裁判所、最高裁判所の裁判官、裁判官の名誉および品格を

毀損する行為が裁判官自身によってなされた場合、ならびに連邦憲法法律の定める裁判官がその権限を行使することが出来ないことが証明されたその他の場合の破棄審および控訴審の裁判官の権限停止についての提案を連邦憲法法律にしたがって提案し、

6の5 国家権力諸機関の調和のとれた機能および相互作用、ロシア連邦の内外政策を基本方向および国家の社会・経済発展の重点的方向の決定を保障するためにロシア連邦国家評議会を組織し；ロシア連邦国家評議会の地位は、連邦法律によってこれを定めものとし、

7 個人、社会および国家の国家的〔ナショナルな〕利益を保障する諸問題に関する権限を実現する国家の権利の支援〔協力〕、ならびに国内における市民的平和および合意の維持、ロシア連邦の主権、独立および国家の一体性の保全、内外の脅威の防止のために、ロシア連邦安全保障会議を組織し、その長をつとめる。この安全保障会議の地位は、連邦法律によって定める。

8 ロシア連邦の軍事ドクトリンを承認し、

9 **その権限の実現を保障するために**、ロシア連邦大統領府を組織し、

10 ロシア連邦大統領の全権代表を任命し、解任し、

11 ロシア連邦軍の最高司令部の職を任命し、解任し、

12 連邦議会の両院の所管の常任委員会および特別委員会との協議の後、外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命し、召喚する。

第 84 条 [大統領の国事行為]

ロシア連邦大統領は、

1 ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがって、国家会議の選挙を公示し、

2 ロシア連邦憲法の定める場合にその手続により、国家会議を解散し、

3 連邦の憲法法律に定める手続によりレフェレンдумを公示し、

4 国家会議に法案を提案し、

5 連邦法律に署名し、これを公布し、

6 国内情勢、国家の内外政策に関する年次教書を連邦議会に提出する。

第 85 条 [国家機関相互間の紛争の協議]

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間、およびロシア連邦の構成主体の国家権力機関相互の間の不一致の解決のために協議手続を利用することができる。協議による解決が得られない場合、大統領は、紛争の解決を所管の裁判所の審理に委ねることができる。

② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の構成主体の執行機関の定める法令がロシア連邦憲法および連邦法律、ロシア連邦の国際的義務に違反し、または人と市民の権利および自由を侵害する場合、所管の裁判所がこの問題を解決するまでの間、その効力を停止することができる。

第 86 条 [大統領の外交権]

ロシア連邦大統領は、

1 ロシア連邦の対外政策を指導し、

2 ロシア連邦の条約の交渉を行い、これに署名し、

3 批准書に署名し、

4 大統領にあてた外交代表の信任状および召喚状を受理する。

第 87 条 [軍の最高司令]

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦軍の最高司令官である。

② ロシア連邦が侵略され、またはその直接的な危険がある場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の全土または一部の地域に戒厳令を布告し、遅滞なくこれを連邦会議および国家会議に通知する。

③ 戒厳令の体制は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

第 88 条 [非常事態の導入]

ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦の憲法法律に定める事由がある場合その手続により、ロシア連邦の全土またはその一部の地域に非常事態を導入し、遅滞なくこれを連邦会議および国家会議に通知する。

第 89 条 [大統領のその他の処分権限]

ロシア連邦大統領は、

- 1 ロシア連邦の国籍および政治避難〔亡命〕の受入れの問題を解決し、
- 2 ロシア連邦国家賞を授与し、ロシア連邦名誉称号、軍の上級階級および上級特別称号を授与し、
- 3 特赦を行う。

第 90 条 [大統領令]

① ロシア連邦大統領は、大統領令および命令を公布する。

② ロシア連邦大統領の大統領令および命令は、ロシア連邦の全領域においてその執行を義務づけられる。

③ ロシア連邦大統領の大統領令および命令は、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反することはできない。

第 91 条 [大統領の不逮捕特権]

ロシア連邦大統領は、不逮捕特権を有する。

第 92 条 [大統領が欠けた場合の手続]

① ロシア連邦大統領は、その就任の宣誓を行った時から権限の執行に着手し、任期満了にともない、新しく選挙されたロシア連邦大統領が就任の宣誓を行った時にその権限の執行を中止する。

② ロシア連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行しえない健康状態にある場合または解任された場合に、任期満了以前にその権限の執行を中止する。この場合、ロシア連邦大統領の選挙は、任期満了以前の権限の執行が中止されたときから 3 カ月以内にこれを行わなければならない。

③ ロシア連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。ロシア連邦大統領の職務執行の代行は、国家会議の解散、レフエレンダムの公示、ならびにロシア連邦憲法の規定の全文改正および一部改正の提案を行う権利を有しない。

第 92 条の 1 [大統領の不逮捕特権]

① その任期満了または任期満了前の辞任またはその者に帰属する権限行使する健康状態にないことにともなって権限の行使を停止したロシア連邦大統領は、不逮捕特権を有する。

② その任期満了または任期満了前の辞任またはその者に帰属する権限行使する健康状態にないことにともなって権限の行使を停止したロシア連邦大統領に与えられるその他の保証は、連邦法律によってこれを定める。

③ 権限の行使を停止したロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法第 93 条の定める手続により、不逮捕特権を奪われることはない。

第 93 条 [大統領の弾劾手続]

① ロシア連邦大統領は、**これを解任することができるが、国家会議が国家転覆またはその他の重大犯罪のかどで大統領の弾劾を提起し、ロシア連邦大統領の権限を行使し、およびその執行を停止した大統領の行為〔作為または不作為の〕における犯罪事実の存在がロシア連邦最高裁判所の決定によって確認され、弾劾手続の遵守についてロシア連邦憲法裁判所の判断によって確認された場合にのみ、連邦会議がこれを解任することができる。**

② 国家会議による大統領の弾劾決議および連邦会議による大統領の解任、**その権限の執行を停止するロシア連邦大統領の不逮捕特権の剥奪に関する決定は、国家会議議員の 3 分の 1 以上の発議により、国家会議の設置する特別委員会の決定がある場合に、ロシア連邦上院議員および国家会議議員のそれぞれの総数の 3 分の 2 の多数によって採択されなければならない。**

③ ロシア連邦大統領の解任、**その権限の行使を停止するロシア連邦大統領の不逮捕特権の剥奪に関する連邦会議の決定は、国家会議による大統領弾劾決議の後 3 カ月以内に採択されなければならない。この期間に連邦会議の決定が採択されない場合は、ロシア連邦大統領、その権限の行使を停止されたロシア連邦大統領の弾劾は否決されたものとみなされる。**

第 5 章 連邦議会

第 94 条 [代表・立法機関]

ロシア連邦議会一議会〔パーラメント〕は、ロシア連邦の代表機関にして立法機関である。

第 95 条 [2 院制]

① 連邦議会は、連邦会議および国家会議の 2 院からなる。

② 連邦会議はロシア連邦上院議員からなる。連邦会議の議員となるのは：

1) ロシア連邦の各構成主体からそれぞれ 2 人の代表-国家権力の立法（代表）機関および執行機関から 1 人ずつ；

2) その任期の満了または任期満了後の辞任にともなってその権限行使を停止したロシア連邦大統領；この場合、終身議員となる。その任期の満了または任期満了前の辞任にともなってその権限行使を停止したロシア連邦大統領は、ロシア連邦上院議員の権限を拒否することができる。

3) ロシア連邦大統領の指名する 30 人以内のロシア連邦代表；そのうちの 7 人までは終身議員とすることができます。

③ ロシア連邦の上院議員の総数は、ロシア連邦憲法第 65 条に掲げるロシア連邦構成主体の代表の人数、および本条 2 項 2 号および 3 号にいうロシア連邦上院議員の権限行使する者の数によってこれを決める。

④ ロシア連邦上院議員となることができるのは、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しない、満 30 歳以上のロシア連邦市民である。ロシア連邦の上院議員は、連邦法律の定める手続にしたがい、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。

- ⑤ ロシア連邦上院の終身議員の権限を行使する連邦会議のロシア連邦代表には、国家的および社会的な活動の領域において国への優れた功績をなした市民を指名することができる。
- ⑥ 連邦会議のロシア連邦代表は、ロシア連邦上院議員の権限を終身にわたって行使するロシア連邦代表を除き、6年の任期をもってこれを任命する。
- ⑦ 国家会議は、450人の議員によってこれを構成する。

第 96 条 [選挙]

- ① 国家会議は、5年の任期でこれを選挙する。
- ② 連邦会議の形成手続および国家会議議員の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 97 条 [議員の資格]

- ① 国家会議議員に選挙され得る者は、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しない、満21歳以上の選挙に参加する権利を有するロシア連邦市民である。国家会議議員は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。
- ② 同一人物が、同時に、上院議員および国家会議議員となることはできない。国家会議議員は、その他の国家権力機関および地方自治機関の代表機関の議員となることはできない。
- ③ 国家会議議員は、専門的に常時活動に従事するものとする。国家会議議員は、国家勤務に就くことはできず、教育、学術その他の創作活動をのぞき、他の有給の活動に従事することはできない。

第 98 条 [議員の不逮捕特権]

- ① ロシア連邦上院議員および国家会議議員は、その任期の全期間にわたり、議員の不逮捕特権を有する。議員は、現行犯逮捕の場合をのぞき、逮捕され、勾留され、拘置されることはなく、他人の安全を保障するために連邦法律が定める場合をのぞき、身体検査を受けることはない。
- ② 議員の不逮捕特権の剥奪に関する問題は、ロシア連邦検事総長の提起により、連邦議会の該当する院がこれを解決する。

第 99 条 [国家会議の招集]

- ① 連邦議会は、常時活動する機関である。
- ② 国家会議は、選挙の30日後に最初の会議を招集する。ロシア連邦大統領は、これ以前に国家会議の会議を招集することができる。
- ③ 国家会議の最初の会議は、最年長の議員がこれを開会する。
- ④ 従前の会期の国家会議の権限は、新しい会期の国家会議がその活動を開始した時に消滅する。

第 100 条 [会議の公開]

- ① 連邦会議および国家会議は、それぞれに会議を行う。
- ② 連邦会議および国家会議の会議は、公開である。両院の議事規則に定めのある場合は、両院は秘密会を行うことができる。
- ③ 両院は、ロシア連邦大統領の教書、ロシア連邦憲法裁判所の教書、外国の指導者の演説を聴くために、合同の会議を開催する。

第 101 条 [両院の議事手続]

- ① 連邦会議は、その構成員のなかから連邦会議議長および副議長を選挙する。国家会議は、その構成員のなかから国家会議議長および副議長を選挙する。
- ② 連邦会議議長およびその副議長、国家会議議長およびその副議長は、会議の議長を務め、両院の院内秩序を統轄する。
- ③ 連邦会議および国家会議は、常任委員会および特別委員会を組織し、その管轄する問題について議会聴問を行う。
- ④ 両院は、それぞれに議事規則を定め、その活動に関する院内秩序の問題についてこれを解決する。
- ⑤ 連邦予算の執行の監督を行うために、連邦会議および国家会議は、会計検査院を組織し、その構成および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 102 条 [連邦会議の管轄事項]

- ① 連邦会議の管轄には、次の事項が含まれる。
 - 1 ロシア連邦の構成主体の間の境界の変更の承認
 - 2 戒厳令に関するロシア連邦大統領令の承認
 - 3 非常事態の導入に関するロシア連邦大統領令の承認
 - 4 ロシア連邦の国外へのロシア連邦軍の派兵の可能性に関する問題の解決
 - 5 ロシア連邦大統領の選挙の公示
 - 6 ロシア連邦大統領の解任、**その権限の執行を停止したロシア連邦大統領の不逮捕特権の剥奪**
 - 7 ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦憲法裁判所の長官、副長官および裁判官〔判事〕、ロシア連邦最高裁判所の長官、副長官および裁判官の任命
 - 8 ロシア連邦検事総長および検事総長代理の任命および解任
 - 9 **ロシア連邦大統領の提案により、会計検査院の長官および検査官の半数の任命および解任**
 - 10 ロシア連邦大統領の提案する、国防、国家の安全保障、内務、司法、外務、非常事態の防止および自然災害対策〔復旧・復興〕、社会的安全の諸問題を管轄する連邦執行権力機関の長（連邦大臣を含む）の候補者に関する協議
 - 11 **裁判官の名誉および尊厳〔品位〕をけがす行為がなされた場合、ならびに連邦憲法法律の定めるその他の場合に、連邦憲法法律にしたがい、ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦憲法裁判所の長官、副長官および裁判官、ロシア連邦最高裁判所長官、副長官および裁判官、破棄審および控訴審裁判所の裁判官の権限の停止**
 - 12 **ロシア連邦における適法性および法秩序に関するロシア連邦検事総長の年次報告の聴聞**
- ② 連邦会議は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題について決定を採択する。
- ③ 連邦会議の決定は、連邦会議の議員総数の投票の多数によってこれを採択する。ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。

第 103 条 [国家会議の管轄事項]

- ① 国家会議の管轄には、次の事項が含まれる。
 - 1 ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦政府の首班〔以下首相とする〕の候補者の承認
 - 1 の 1 ロシア連邦首相の提案により、ロシア連邦副首相、およびロシア連邦憲法第 83 条 5 の 1 号に掲げる連邦大臣を除く連邦大臣の候補者の承認
 - 2 ロシア連邦政府の信任および総辞職に関する問題の解決

3 国家会議によって決定された諸問題を含む政府の活動の結果に関するロシア連邦政府の年次報告の聴聞

4 ロシア連邦中央銀行総裁の任命および解任

4の1 ロシア連邦中欧銀行の年次報告の聴聞

5 ロシア連邦大統領の提案により、会計検査院の副長官および検査官の半数の任命および解任

6 連邦の憲法法律にしたがって活動する人権問題全権〔人権オングズマン〕の任命および解任。
人権問題全権となることができる者は、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しない、満 21 歳以上の選挙に参加する権利を有するロシア連邦市民である。人権問題全権は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。

7 大赦の布告

8 ロシア連邦大統領の解任またはその不逮捕特権の剥奪のための弾劾決議

② 国家会議は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題に関する決定を採択する。

③ 国家会議の決定は、国家会議の議員総数の投票の多数によってこれを採択する。ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。

第 103 条の 1

連邦会議、国家会議は、国家機関および地方自治機関の長に対し、これらの機関および公務員の権限に含まれる諸問題に関し、議会質問を行なうことを含む議会コントロールを行なうことができる。議会コントロールの行使の手続は、連邦法律および連邦議会の各院の議事規則によってこれを定める。

第 104 条 [立法発議権]

① 立法発議権は、ロシア連邦大統領、連邦会議、ロシア連邦上院議員、国家会議の議員、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法（代表）機関に属する。ロシア連邦憲法裁判所およびロシア連邦最高裁判所もまた、その管轄する事項について立法発議権を有する。

② 法案は、国家会議にこれを付す。

③ 税の導入または廃止、税の支払の免除、国債の発行、国家の財政的義務の変更に関する法案、および連邦予算からの歳出を定めるその他の法案は、ロシア連邦政府の決定がある場合にのみ、これを〔国家会議に〕上程することができる。

第 105 条 [連邦法律]

① 連邦法律は、国家会議がこれを採択する。

② 連邦法律は、国家会議の議員総数の投票の多数によってこれを採択する。ただし、ロシア連邦憲法に別の定めがある場合は、このかぎりではない。

③ 国家会議によって採択された連邦法律は、5 日以内に連邦会議の審議にこれを付す。

④ 連邦法律は、連邦会議の議員総数の過半数の賛成がある場合、または 14 日以内に連邦会議による審議が行われない場合、連邦会議によってこれを承認したものとみなす。連邦会議が連邦法律を否決した場合は、両院は、生じた不一致を克服するために協議委員会を設置することができ、その後に連邦法律は国家会議の再審議にこれを付す。

⑤ 連邦会議の決定に国家会議が同意しない場合は、この法律に対する再投票において国家会

議の議員総数の3分の2以上が賛成したときに、連邦法律はこれを採択したものとみなす。

第106条 [連邦会議への義務的付議]

次の問題に関して国家会議が採択した連邦法律は、かならず連邦会議においてこれを審議しなければならない。

- 1 連邦予算
- 2 連邦税および手数料
- 3 財政、通貨、信用、関税の規制、通貨発行
- 4 ロシア連邦の条約の批准および破棄
- 5 ロシア連邦の国境の地位および保護
- 6 戦争および平和

第107条 [大統領の拒否権]

① 採択された連邦法律は、5日以内にロシア連邦大統領にその署名および公布のためにこれを送付する。

② ロシア連邦大統領は、14日以内に連邦法律に署名し、これを公布する。

③ 大統領が、連邦法律を受理してから14日以内にこれを拒否した場合は、国家会議および連邦会議は、ロシア連邦憲法の定める手続により、この法律の再審議を行う。再審議において、連邦法律が以前に採択されたテキストのままロシア連邦上院国家会議のそれぞれの議員総数の投票の3分の2以上の多数によって承認された場合は、この連邦法律は7日以内にロシア連邦大統領が署名し、これを公布する。ロシア連邦大統領が、この期間内に連邦法律の憲法適合性の確認に関する要求をロシア連邦憲法裁判所に行った場合、この連邦法律の署名のための期間は、ロシア連邦憲法裁判所による審理期間中これを停止する。ロシア連邦憲法裁判所が連邦法律の憲法適合性を認めた場合、ロシア連邦大統領は、憲法裁判所の当該決定がなされた時から3日以内にこの連邦法律に署名する。ロシア連邦憲法裁判所が連邦法律の憲法適合性を認めなかつた場合は、ロシア連邦大統領は、署名しないでこれを国家会議に差し戻す。

第108条 [憲法法律]

① 連邦の憲法法律は、ロシア連邦憲法に定める問題についてこれを制定する。

② 連邦の憲法法律は、それがロシア連邦上院の議員総数の投票の4分の3以上の多数、および国家会議の議員総数の投票の3分の2以上の多数によって承認された場合に、採択されたものとみなされる。採択された連邦の憲法法律は、14日以内にロシア連邦大統領が署名し、これを公布する。ロシア連邦大統領がこの期間内に連邦憲法法律の憲法適合性の確認に関する要求をロシア連邦憲法裁判所に行った場合、この法律の署名のための期間は、ロシア連邦憲法裁判所による審理期間中これを停止する。ロシア連邦憲法裁判所が連邦憲法法律の憲法適合性を認めた場合、ロシア連邦大統領は、憲法裁判所の当該決定がなされた時から3日以内にこの連邦憲法法律に署名する。ロシア連邦憲法裁判所がこの連邦憲法法律の憲法適合性を認めなかつた場合は、ロシア連邦大統領は、署名しないでこの連邦法律を国家会議に差し戻す。

第109条 [国家会議の解散]

① 国家会議は、ロシア連邦憲法の第111条、**第112条**および第117条に定める場合に、ロシア連邦大統領によってこれを解散することができる。

② 国家会議が解散された場合、ロシア連邦大統領は、解散のときから4カ月以内に新しく選挙された国家会議が招集されるよう、選挙の日時を公示する。

- ③ 国家会議は、その選挙の日から 1 年以内は、ロシア連邦憲法第 117 条に定める事由によってこれを解散することはできない。
- ④ 国家会議がロシア連邦大統領の弾劾を決議してから連邦会議がこのことについての決定を採択するまでは、国家会議はこれを解散することができない。
- ⑤ 国家会議は、ロシア連邦の全土に戒厳令または非常事態が導入されている間、およびロシア連邦大統領の任期満了前の 6 カ月間は、これを解散することができない。

第 6 章 ロシア連邦政府

第 110 条 [連邦政府]

- ① ロシア連邦の執行権は、**ロシア連邦大統領の一般的指導のもとに**、ロシア連邦政府がこれを行使する。
- ② ロシア連邦政府は、ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相および連邦大臣によってこれを構成する。
- ③ **ロシア連邦首相は、ロシア連邦大統領がその活動の指導を行なう連邦執行権力機関を除き、連邦執行権力機関の活動を指導する。**
- ④ **ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相、連邦大臣、その他の連邦の執行権力機関の長となることができる**のは、満 30 歳以上で、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しないロシア連邦市民である。ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相、連邦大臣、その他の連邦の執行権力機関の長は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。

第 111 条 [首相の任命]

- ① ロシア連邦首相は、その候補者を国家会議が承認した後にロシア連邦大統領がこれを任命する。
- ② ロシア連邦の首相候補者の提案は、新しく選挙されたロシア連邦大統領の就任もしくはロシア連邦政府の総辞職から 2 週間以内に、あるいはロシア連邦首相候補者が国家会議によって否認されるかもしくはロシア連邦首相が大統領によって解任されるか、または首相が辞任した場合は、その日から 1 週間以内に、ロシア連邦大統領が国家会議に対してこれを行う。
- ③ 国家会議は、ロシア連邦大統領が提案したロシア連邦首相の候補者について、提案された日から 1 週間以内にこれを審議する。
- ④ 提案されたロシア連邦首相の候補者を国家会議が 3 度拒否した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦首相を任命する。この場合、ロシア連邦大統領は、国家会議を解散し、新しい選挙を公示することができる。

第 112 条 [連邦執行機関の機構]

- ① ロシア連邦首相は、前任のロシア連邦首相が大統領によって解任された場合を除き、任命の後 1 週間以内にロシア連邦大統領に対し、連邦執行機関の機構に関して提案を行う。
- ② ロシア連邦首相は、ロシア連邦副首相および連邦大臣（ロシア連邦憲法第 83 条 5 の 1 号に掲げる連邦大臣の除く）の候補者の承認を国家会議に提案する。国家会議は、1 週間以内に提案された候補者に関する決定を行う。
- ③ 国家会議の承認したロシア連邦副首相および連邦大臣の候補者は、ロシア連邦大統領によ

ってそれぞれの職に任命される。ロシア連邦大統領は、国家会議が承認したロシア連邦副首相および連邦大臣の候補者の任命を拒否することはできない。

④ 本条第2項にしたがって提案されたロシア連邦副首相および連邦大臣の候補者が国家会議によって3度拒否された後には、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦首相が候補者として提案したロシア連邦副首相および連邦大臣を任命することができる。本条第2項にしたがって提案されたロシア連邦政府のメンバー（ロシア連邦憲法第83条5の1号に掲げる連邦大臣の除く）の3分の1以上が国家会議によって3度拒否された後には、ロシア連邦大統領は、国家会議を解散し、新しい選挙を公示することができる。

⑤ ロシア連邦憲法第111条4項の定める場合、およびロシア連邦憲法にしたがって国家会議が解散した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦首相の提案により、ロシア連邦副首相および連邦大臣（ロシア連邦憲法第83条5の1号に掲げる連邦大臣の除く）を任命する。

第113条 [政府の活動の基本方向]

ロシア連邦首相は、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令、**大統領決定、委任**に基いて、ロシア連邦政府の活動の基本方向を定め、その活動を組織する。ロシア連邦首相は、ロシア連邦政府に課せられた権限の行使についてロシア連邦大統領に対し直接的責任を負う。

第114条 [政府の権限]

① ロシア連邦政府は、

1 連邦予算を編成し、これを国家会議に提案し、その執行を保障し；国家会議に連邦予算の執行に関する報告〔決算報告〕を行い；国家会議によって決定された諸問題を含む政府の活動の結果に関する年次報告を国家会議に提出し、

2 ロシア連邦において統一的な財政、信用および通貨政策の遂行を保障し、

3 ロシア連邦において文化、学術、教育、保健、社会保障、**家族の支援、強化および保護、伝統的な家族的価値の保持**の領域ならびに環境保護の領域における単一の社会的志向をもった国家政策の遂行を保障し、

3の1 ロシア連邦の学術・技術の発展の国家的支援、その科学的潜在能力の保持および発展の国家的支援を保障し、

3の2 人と市民の権利および自由の完全かつ平等な行使に基礎をおく障がい者の社会的保護のシステムの機能、いかなる差別もないこれらの人々の社会的統合、障がい者にとって利用しやすい環境の整備およびその生活の質の改善を保障し、生態学の分野における統一的な国家政策の遂行を保障し、

4 連邦財産の管理を行い、

5 国の防衛、国家的安全保障、ロシア連邦の対外政策の実現の保障に関する措置を講じ、

6 適法性、市民の権利および自由の保障、財産および社会秩序の保護、犯罪対策に関する措置を講じ、

6の1 非営利団体を含む市民社会の諸制度の支援に関する諸措置を講じ、国家的政策の策定および実施へのこれらの人々の保障の参加を保障し、

6の2 自発的（ボランティア）活動の支援に関する諸措置を講じ、

6の3 企業活動および私的イニシアティヴの発展を促し、

6の4 労働関係およびそれと直接関連するその他の諸関係の規制の領域で社会的パートナーシ

ツの原則の実現を保障し、

6の5 住民の豊かな日常生活の条件の整備、経済およびその他の活動の環境への否定的作用の低減、国の特徴ある自然および生物の多様性の保全、社会における動物に対する責任ある態度の形成をめざす諸措置を講じ、

6の6 市民の環境教育システムの発展、エコロジー文化の育成のための条件を整備し、

7 ロシア連邦憲法、連邦法律、ロシア連邦大統領令によって政府に与えられたその他の権限を行使する。

② ロシア連邦政府の活動の手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

第115条 [政府決定]

① ロシア連邦憲法、連邦法律、規範的なロシア連邦大統領令、**大統領決定、委任**に基づき、およびこれらの執行に際して、ロシア連邦政府は、決定および処分を公布し、これらの執行を保障する。

② ロシア連邦政府の決定および処分は、ロシア連邦においてその執行を義務づけられる。

③ ロシア連邦政府の決定および処分は、それがロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令に違反する場合、ロシア連邦大統領はこれを取り消すことができる。

第116条 [権限の返上]

新しく選挙されたロシア連邦大統領に対して、ロシア連邦政府はその権限を返上する。

第117条 [政府の総辞職]

① ロシア連邦政府は、総辞職することができる。この総辞職は、ロシア連邦大統領がこれを承認し、または却下する。

② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職に関する決定を採択することができる。

③ 国家会議は、ロシア連邦政府の不信任を表明することができる。ロシア連邦政府の不信任に関する決定は、国家会議の議員総数の投票の多数によって、これを採択する。国家会議がロシア連邦政府の不信任を表明した後、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職を公示し、または国家会議の決定に同意しないことができる。国家会議が3ヶ月以内にふたたびロシア連邦政府の不信任を表明した場合は、ロシア連邦大統領は、政府の総辞職を公示し、または国家会議をし、**新しい選挙を公示する**。

④ ロシア連邦首相は、国家会議に対してロシア連邦政府の信任の問題に関し、**7日以内にこれを審議するよう提案**することができる。国家会議が**ロシア連邦政府の信任を拒否**した場合、ロシア連邦大統領は7日以内に、ロシア連邦政府の総辞職に関する決定を行い、または国家会議の解散および新しい選挙の公示に関する決定を行う。**ロシア連邦政府が、3ヶ月以内に国家会議に対し信任問題を提起し、国家会議がロシア連邦政府の信任を拒否した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職に関する決定を行い、または国家会議の解散および新しい選挙の公示に関する決定を行う。**

④の1 ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相、連邦大臣は、辞表を提出することができるが、ロシア連邦大統領は、この辞表を受理し、またはこれを拒否する【ことができる】。

⑤ 総辞職または権限の返上〔解除〕の場合、ロシア連邦政府は、ロシア連邦大統領の委任により、新しいロシア連邦政府が組織されるまでの間その活動を継続する。**ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相、連邦大臣がロシア連邦大統領によって解任され、または辞職した場合、ロシア連邦大統領は、しかるべき者が任命されるまでの間、職務上の義務の履行をこの者に委任し、**

または他の者にその執行を委ねることができる。

⑥ ロシア連邦憲法第 109 条 3 ないし 5 項に定める場合、およびロシア連邦憲法第 111 条 4 項にしたがってロシア連邦首相が任命された後 1 年以内は、国家会議はロシア連邦政府に対し不信任を表明することはできず、ロシア連邦首相は国家会議に対しロシア連邦政府の信任問題を提起することはできない。

第 7 章 裁判権および検察機関

第 118 条 [裁判]

- ① ロシア連邦における裁判は、裁判所のみがこれを行う。
- ② 司法権は、憲法裁判、民事裁判、**仲裁裁判**、行政裁判、刑事裁判によってこれを行う。
- ③ ロシア連邦の裁判制度は、ロシア連邦憲法および連邦の憲法法律によってこれを定める。

ロシア連邦の裁判所制度を構成するのは、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、一般管轄の連邦裁判所、仲裁裁判所、ロシア連邦構成主体の治安判事である。 特別裁判所の設置は、これを禁止する。

第 119 条 [裁判官]

裁判官になることができる者は、満 25 歳以上で、法学の高等教育を修了し、5 年以上の法律専門職の実務経験を有し、かつロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しないロシア連邦市民である。ロシア連邦の裁判所の裁判官は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。ロシア連邦の裁判所の裁判官に対する追加的な資格要件は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 120 条 [裁判官の独立]

- ① 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および連邦法律にのみしたがう。
- ② 裁判所は、事件の審理にあたり国家機関またはその他の機関のアクト〔法令〕が法律に適合しないことを確認した場合は、法律に基づいてその決定を行う。

第 121 条 [裁判官の身分保障]

- ① 裁判官は、その身分を保障する。
- ② 裁判官の権限は、連邦法律の定める根拠と手続による場合にかぎり、これを消滅させ、または停止することができる。

第 122 条 [裁判官の不可侵]

- ① 裁判官は、不可侵である。
- ② 裁判官は、連邦法律の定める手続による場合のほかは、その刑事責任を追及されない。

第 123 条 [裁判の公開]

- ① すべての裁判所における事件の裁判は、公開である。秘密法廷における事件の審理は、連邦法律の定める場合に、これを許される。
- ② 裁判所における刑事事件の欠席裁判は、これを許されない。ただし、連邦法律が定める場合は、このかぎりではない。
- ③ 裁判は、当事者主義および当事者の同権に基づいて行われる。
- ④ 連邦法律に定めがある場合、裁判は、陪審員の参加を得てこれを行うことができる。

第 124 条 [裁判所の財政]

裁判所の財政は、連邦予算のみにより、連邦法律にしたがって、裁判が完全にかつ独立して実現されるようこれを保障しなければならない。

第 125 条 [憲法裁判所]

① ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦の全領域における憲法体制の原則、人と市民の基本的権利および自由の擁護、ロシア連邦憲法の最高性〔最高法規性〕および直接的効力の保障のために憲法裁判によって裁判権力を行使するロシア連邦の憲法監督の最高裁判機関である。ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦憲法裁判所長官およびその代理〔副長官〕を含む 11 人の裁判官によってこれを構成する。

② ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、ロシア連邦上院議員または国家会議議員のそれぞれの 5 分の 1、ロシア連邦政府、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦の構成主体の立法機関および執行機関の要求により、次の事項のロシア連邦憲法との適合性に関する事件を解決する。

1 **連邦憲法法律**、連邦法律、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、ロシア連邦政府の法令

2 共和国の憲法、ロシア連邦の構成主体の憲章、ならびにロシア連邦の国家権力機関の管轄およびロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の共同管轄に属する問題について公布されたロシア連邦の構成主体の法律およびその他の法令

3 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の条約、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関相互の間の条約

4 発効前のロシア連邦の条約

③ ロシア連邦憲法裁判所は、その職権により次の紛争を解決する。

1 連邦国家権力機関の間の紛争

2 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の紛争

3 ロシア連邦の構成主体の最高国家機関の間の紛争

④ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦憲法法律の定める手続により、以下の事項につき審査する。

1 他の国内的な裁判手続がすべて尽くされた場合、市民の憲法上の権利および自由の侵害に対する不服申し立てにより、具体的な事件において適用される本条 2 項 1 および 2 号に掲げる法律およびその他の規範的アクトの憲法適合性

2 裁判所の要求〔要求〕により、具体的な事件において適用される本条 2 項に掲げる法律およびその他の規範的アクトの憲法適合性

⑤ ロシア連邦憲法裁判所は、

ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法機関の要求により、ロシア連邦憲法の解釈を与える。

⑤の 1 ロシア連邦憲法裁判所は、

1 ロシア連邦大統領の要求にしたがい、ロシア連邦憲法改正に関するロシア連邦の法案、連邦憲法法律および連邦法律の草案、ならびにロシア連邦憲法第 107 条 2 項および 3 項および第 108 条 2 項に定める手続により採択され、大統領が署名する前の法律の憲法適合性を審査し、

2 連邦憲法法律の定める手続にしたがい、ロシア連邦憲法に抵触して解釈されたロシア連邦の

条約の規定に基づいて採択された多国間〔国際〕機関の決定の執行の可能性、ならびにロシア連邦に義務を課す外国の裁判所、外国のもしくは国際的な仲裁裁判所（仲裁機関）の決定で、それがロシア連邦の公的な法秩序の原則に抵触する場合におけるその決定の執行の可能性の問題を解決し、

③ ロシア連邦大統領の要求にしたがい、連邦憲法法律の定める手続により、ロシア連邦の構成主体の首長（ロシア連邦の構成主体の最高執行権力機関の長）が公布する前に、ロシア連邦構成主体の法律の憲法適合性を審査する。

⑥ 違憲であると認められたアクト〔法令〕またはその個々の規定は、効力を失う。ロシア連邦憲法に適合しないロシア連邦の条約は、発効せず、これを適用しない。ロシア連邦憲法裁判所が与える解釈において合憲であると認められたアクトまたはその個々の規定は、これとは異なる解釈において適用することはできない。

⑦ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦会議の要求により、国家転覆またはその他の重大犯罪のかどで提起されたロシア連邦大統領またはその権限行使を停止した大統領の弾劾決議が所定の手続を遵守して行われたかどうかの判断を行う。

⑧ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦憲法法律が定めるその他の権限を行使する。

第 126 条〔最高裁判所〕

ロシア連邦最高裁判所は、民事事件、経済紛争の解決、刑事事件、行政事件、および憲法法律にしたがって組織されるその他の裁判所の管轄する事件に関する最高の裁判機関であり、であり、連邦憲法法律にしたがって組織され、民事裁判、仲裁裁判、行政裁判および刑事裁判にとおして裁判権を行使する一般管轄裁判所および仲裁裁判所を管轄する最高の裁判機関である。ロシア連邦最高裁判所は、連邦法律の定める手続〔訴訟〕形態により一般管轄裁判所および仲裁裁判所の活動に対する裁判監督を行い、裁判実務の問題についての解説を与える。

第 127 条〔削除：旧規定は最高仲裁裁判所〕

〔ロシア連邦憲法の改正（ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦検察機関に関するロシア連邦憲法改正についてのロシア連邦法律）により削除〕

第 128 条〔裁判官の任命〕

① ロシア連邦憲法裁判所の長官、長官代理〔副長官〕および裁判官、ロシア連邦最高裁判所の長官、長官代理〔副長官〕および裁判官は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、連邦会議がこれを任命する。

② 他の連邦裁判所の所長、所長代理〔副所長〕および裁判官は、連邦憲法法律の定める手続により、ロシア連邦大統領がこれを任命する。

③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびその他の連邦裁判所の権限、形成〔編成〕および活動の手続は、ロシア連邦憲法および連邦憲法法律によってこれを定める。民事裁判、仲裁裁判、行政裁判および刑事裁判の裁判手続は、それぞれの訴訟手続法によってこれを規制する。

*③項の変更点のうち、「その他の」はロシア語の変更のみ

第 129 条〔検察機関〕

① ロシア連邦の検察機関は、ロシア連邦憲法の遵守および法律の執行に対する監督、人と市民の権利および自由の遵守に対する監督、その権限にしたがっての刑事訴追を行い、ならびに他の機能を遂行する機関の单一の連邦集権システムである。ロシア連邦の検察機関の権限

および機能、その組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

② 檢事となることができる者は、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しないロシア連邦市民である。検事は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。

③ ロシア連邦検事総長、検事総長代理は、連邦会議との協議の後に、ロシア連邦大統領がこれを任命し、解任する。

④ ロシア連邦の構成主体の検事およびそれと同格の軍検察機関およびその他の特別検察機関の検事は、連邦会議との協議の後、ロシア連邦大統領がこれを任命し、解任する。

⑤ その他の検事は、連邦法律によって同様の任命および解任の手続が定められている場合、ロシア連邦大統領がこれを任命し、解任することができる。

⑥ 連邦法律によって別段の定めがない場合、市、地区の検事およびそれと同格の検事は、ロシア連邦検事総長がこれを任命し、解任する。

第 8 章 地方自治

第 130 条 [地方自治の原則]

① ロシア連邦における地方自治は、地方的意義を有する諸問題の住民による自主的な解決、自治体財産の占有、使用および処分を保障する。

② 地方自治は、レフェレンдум、選挙、その他の直接的な意思表示の形態により、または選挙された地方自治機関もしくはその他の地方自治機関を通して、市民がこれを実現する。

第 131 条 [地方自治機関]

① 地方自治は、地方公共団体においてこれを行使し、その形態は連邦法律によってこれを定める。地方公共団体の領域は、歴史的およびその他の地方的伝統を考慮して、これを決定する。地方自治機関の機構は、連邦法律の定めるロシア連邦における地方自治の組織の一般原則にしたがって、住民が自主的にこれを定める。

①の 1 國家権力機関は、連邦法律の定める手続により、その定める場合に、地方自治機関の形成、地方自治機関の公務員の任命および解任に参加することができる。

② 地方自治を実現する地域単位の境界の変更は、連邦法律の定める手続により、当該の地域の住民の意見を考慮して、これを行う。

③ 連邦的意義を有する都市、ロシア連邦構成主体の行政上の中心都市（首都）の領域およびその他の地域における公権力の行使の特殊性〔特例〕は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 132 条 [地方自治機関の財政]

① 地方自治機関は、独立して、自治体財産を管理し、地方予算を編成し、承認し、これを執行し、地方税および手数料を定め、社会秩序を保護し、ならびに地方的意義を有するその他の問題を解決し、連邦法律にしたがいその権限の範囲内で医療的支援（医療サービス）を受ける機会を保障する。

② 地方自治機関は、連邦法律、ロシア連邦構成主体の法律によって、こうした権限を行使するに必要な物資および資金の交付がある条件において一定の国家的権限を行使することができる。委譲された権限の実現は、国家の監督を受ける。

③ 地方自治機関および国家権力機関は、ロシア連邦において単一の公権力システムを構成し、当該領域に居住する住民のために諸課題の一層効果的な解決のために相互に協力する。

第 133 条 [地方自治権の保障]

ロシア連邦における地方自治は、および地方自治機関が国家権力機関との相互作用において公的機能を行使した結果生じた追加的支出に対し裁判による保護と補償を求める権利、ならびにロシア連邦憲法および連邦法律の定める地方自治の権利の制限の禁止によって、これを保障する。

第 9 章 憲法の全文改正および部分改正

第 134 条 [憲法改正の提案]

ロシア連邦憲法の規定の全文改正および部分改正の提案は、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法（代表）機関、および連邦会議議員または国家会議議員の〔それぞれの〕5分の1以上の議員集団がこれを行うことができる。

第 135 条 [第 1、2、9 章の改正と憲法議会]

① ロシア連邦憲法第 1 章、第 2 章および第 9 章の規定は、連邦議会によってこれを改正することはできない。

② ロシア連邦憲法第 1 章、第 2 章および第 9 章の規定の改正に関する提案が、連邦会議議員および国家会議議員の議員総数の 5 分の 3 によって支持された場合は、連邦の憲法法律にしたがって憲法議会を招集する。

③ 憲法議会は、ロシア連邦憲法を改正しないことを確認し、または新しいロシア連邦憲法の草案を作成する。新しいロシア連邦憲法草案は、憲法議会がその議員総数の投票の 3 分の 2 によってこれを採択し、または国民投票に付す。国民投票が実施された場合、ロシア連邦憲法は、選挙人の過半数の参加を条件として、投票に参加した選挙人の過半数が賛成したときにこれを採択されたものとみなす。

第 136 条 [第 3~8 章の改正手続]

ロシア連邦憲法の第 3 章ないし第 8 章の規定の改正は、連邦の憲法法律の採択の手続にしたがってこれを採択し、ロシア連邦の構成主体の 3 分の 2 以上の立法機関の同意を得た後にこれを施行する。

第 137 条 [第 65 条改正の特例]

① ロシア連邦の構成を定めるロシア連邦憲法第 65 条の規定の改正は、ロシア連邦への加入およびロシア連邦における新しい連邦構成主体の形成に関する連邦の憲法法律、ロシア連邦の構成主体の憲法・法的地位の変更に関する連邦の憲法法律に基づいてこれを行う。

② 共和国、地方、州、連邦的意義をもつ都市、自治州、自治管区の名称が変更された場合は、ロシア連邦憲法第 65 条の該当する部分をロシア連邦の構成主体の新しい名称に改める。

第 2 編

雑則および経過規定

1 ロシア連邦憲法は、国民投票の結果が公式発表された日からこれを施行する。

国民投票の行われた 1993 年 12 月 12 日をロシア連邦憲法の制定日とみなす。

同時に、1978 年 4 月 12 日に制定されたロシア連邦－ロシア憲法（基本法）は、その後の改正および補正を含めて、失効する。

ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の構成する主権共和国の国家権力機関の間の管轄事項および権限の区分に関する条約、ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の地方、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の間の管轄事項および権限の区分に関する連邦条約、ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の間の管轄事項および権限の区分に関する連邦条約、ならびにロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間のその他の条約、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関の相互の間の条約が、ロシア連邦憲法の規定に適合しない場合は、ロシア連邦憲法の規定を適用する。

2 この憲法が施行されるまでロシア連邦の領域において効力を有していた法律およびその他の法令は、それがロシア連邦憲法に抵触しない部分において、これを適用する。

3 ロシア連邦－ロシア憲法（基本法）にしたがって選挙されたロシア連邦大統領は、この憲法の施行の日から、選挙されたその任期が満了するまでの間、この憲法の定める権限を行使する。

4 ロシア連邦大臣会議－政府は、この憲法の施行の日からロシア連邦憲法の定めるロシア連邦政府の権利を有し、義務および責任を負い、これをロシア連邦政府と改称する。

5 ロシア連邦の裁判官は、この憲法に定めるその権限にしたがって裁判を行う。

憲法の施行の後、ロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、選挙されたその任期が満了するまでの間、その権限を保持する。欠員がある場合は、この憲法に定める手続により、これを補充する。

6 陪審員の参加する裁判所の事件の審理手続を定める連邦法律が施行されるまでの間、従来の当該事件の審理手続はこれを維持する。

この憲法の規定にしたがってロシア連邦の刑事訴訟法が制定されるまでの間、犯罪遂行の被疑者の勾留、拘禁および逮捕について従来の手続を維持する。

7 第1期の連邦会議および第1期の国家会議は、2年任期でこれを選挙する。

8 連邦会議は、選挙の後30日以内に最初の会議を招集する。連邦会議の最初の会議は、ロシア連邦大統領がこれを開会する。

9 第1期の国家会議の議員は、同時にロシア連邦政府の構成員となることができる。ロシア連邦政府の構成員である国家会議議員には、職務の遂行に関連する行為（または不作為）に対する責任に対し、議員の不逮捕特権に関するこの憲法の規定は適用しない。

第1期の連邦会議の議員は、非常勤の原則でその権限を行使する。

〔注記〕

1 この憲法の訳出のためのテキストとしては、制定時の新聞発表およびロシア連邦議会公報によるほか、現時点での改正条項を含め、改めてチェックのために、国家法情報システムの公式法情報インターネット・ポータル（Официальный интернет-портал правовой информации：государственная система правовой информации）をはじめ、ロシア連邦大統領および同憲法裁判所の公式のWebサイトにアップされている法令のデータベースほかを参照した。

2 訳文中の〔 〕内は、条文に付したタイトルを含め、理解を助けるために訳者が便宜上加えた注記である。

3 構成主体の名称変更・構成主体の統合・合併（自治管区の統廃合）（日付は大統領令交付日）

- ① イングーシ共和国→イングーシェティア共和国（1996年1月9日）
- ② 北オセティア共和国→北オセティア共和国→アラリヤ（1996年1月9日）
- ③ カルミィキア共和国→ハルムク・タングチ→カルミィキア共和国（1996年2月10日）
- ④ チュヴァシ共和国→チャヴァシ共和国→チュヴァシ共和国→チュヴァシア（2001年6月9日）
- ⑤ ハントウイ・マンシ自治管区→ハントウイ・マンシ自治管区→ユグラ（2003年7月25日）
- ⑥ ペルミ州+ペルミ州+コミ・ペレミヤーク自治管区→ペルミ地方：2004.3.25 法、05.12.1 移行
- ⑦ クラスノヤール地方+タイムイル自治管区自治管区+エヴェンキ自治管区→クラスノヤール地方：2005.10.14 法、2007.1.1 移行
- ⑧ カムチャツカ州+コリャーク自治管区→カムチャツカ地方：2006.7.12 法、2007.7.1 移行
- ⑨ イルクーツク州+ウスチ・オルディン・ブリヤート自治管区→イルクーツク州：2006.12.30 法、2008.1.1 移行
- ⑩ チタ州+アガ・ブリヤート自治管区→ザバイカール地方：2007.7.21 法、2008.3.1 移行
- ⑪ クリミア共和国の編入：2014.3.21 法
- ⑫ セヴァストーポリ市の編入：2014.3.21 法
- ⑬ ケメロヴォ州→ケメロヴォ州→クズバス（2019年3月27日）

この間、大きな変化を見せたのは、自治管区の統廃合とクリミア等の新規編入である。憲法制定当時89であった構成主体は、現在85となっているが、その構造上の変化がどのように進んだのかの一覧を掲げておく。

共和国	21→22	地方	6→9	州	49→46
特別市	2→3	自治州	1	自治管区	10→4

これらに関連して、憲法改正の特例としての第65条の改正について若干補足しておこう。

イングーシ共和国がイングーシェティア共和国へと改名するといったような構成主体の名称変更に伴うものは、当該構成主体における決定に基づき、自動的に改正され、大統領令をもって形式的に公示されている。また、イルクーツク州が自治管区を吸収するような統合（結果として自治管区の廃止手続を含む）およびクリミア共和国等の新規編入にかかる改正は、それについての個別の憲法法律の制定によって改正するという手続が採られている。

4 2020年憲法改正に関する部分は色と字体を変えて表現してある。

2020年3月11日連邦議会採択草案（3月2日、大統領が下院に提案した改訂版をベースに下院で加筆修正採択）ベースに議会承認案までの変化を示すため。

***赤**；追加条項 **青**；条文の文言改正・編集上の変更 **ゴシック**は1月案への新たな追加、**下線部**は1月案へ文言改正・編集上の変更がある箇所。7月1日の全ロシア投票でこのまま「承認」

*訳文中の()は条文にあるもの、〔 〕は訳者の注記または訳語のバリエント。